

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件名 白川第2浄水棟21・22号ろ過池原水扉ほか整備修繕
- 2 業者名 株式会社 クボタ建設 東京支社
- 3 特定理由

本修繕の対象機器は、白川第2浄水棟21・22号ろ過池への流入をコントロールしている電動ゲート（原水扉）と、ろ過池洗浄水を排水するための電動ゲート（排水扉）である。これらの機器は、ろ過池のろ過・洗浄システムの一部となっているため、故障が発生すると、ろ過・洗浄が不可能となり、浄水処理停止に至る重要な機器である。

本修繕は、経年劣化した部品の交換を行った後、機器の動作状況などの試験調整を行い、機能の回復を図るものである。本修繕で使用する交換部品は製作当時の設計図を基に、他の部分の磨耗状態・経年変化等を考慮して製作する必要があるため、設計データを保有していない者が実施することは不可能である。

上記業者は、当該機器の設計・製作者である株式会社クボタより、業務移管を受け設計データを保有している唯一の業者である。標記業者以外には本修繕における必要な整備技術とデータを供給していない。

以上より、標記業者でなければ本修繕を行うことは出来ない。

4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件名
藻岩浄水場ろ過池流入ゲート電動機修繕
- 2 業者名
株式会社森田鉄工所 北海道営業支店
- 3 特定理由
本修繕の対象機器であるろ過池流入ゲートは処理水がろ過池へ流入するのを止水するゲート設備であり、ろ過池洗浄を行う際に開閉する必要のある浄水場の運営において必要不可欠な設備である。
本設備の整備については、ゲートを動作させるためのバルブコントローラーなどのギヤの歯あたりやトルクスイッチの設定など、そのバルブにあった調整等が必要となるため、製作者である株式会社森田鉄工所以外では不可能である。
以上の理由により、上記業者を特定することとしたい。
- 4 根拠規定
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

1 件 名 宮町浄水場PAC移送ポンプ整備修繕

2 業 者 名 宝生産業株式会社

3 特定理由

本設備は、浄水処理に不可欠な薬品を貯蔵槽から薬品注入設備へ移送するための設備であり、これらに不具合が生じた場合、浄水処理が滞るおそれがある。従って、浄水処理に支障をきたさぬよう定期的に本設備の整備を実施し、機能回復を図る必要がある。

本修繕の対象機器は日機装株式会社が製作したものであるが、メンテナンスに関しては上記業者に移管されており、また、製作図やクリアランス等の許容範囲は、メーカー独自のもので、他社には開示していないため、業務移管された上記業者以外の施工は不可能である。

以上の理由から、上記業者を特定することとしたい。

4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件名 藻岩浄水場排水池沈澱池上澄水流入弁整備修繕
- 2 業者名 株式会社 クボタ建設 東京支社
- 3 特定理由 本修繕の対象となる設備は、沈澱池の上澄水を排水池へ流入させるための設備であり、沈澱池運用には必要不可欠で重要な設備の一つである。本設備の整備については、弁を動作させるためのバルブコントローラーなどのギヤの歯あたりやトルクスイッチの設定など、そのバルブにあった調整等が必要となるため、製作者以外では不可能である。本設備は、株式会社 クボタにより設計・納入が行われたものであり、整備に必要な技術、資料についてはメーカー独自の仕様や一般に公開していないものが多く、当該メーカーのみが有しているものである。また、本修繕後の試運転や性能確認なども総合的な調整が必要なことから当該メーカーの移管先である株式会社 クボタ建設 東京支社以外では行うことができない。以上の理由から、上記業者を特定する。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。